

社会教育としての家庭教育支援と家庭教育支援条例をめぐる混同

吉岡亜希子

抄録：社会教育として行われてきた家庭教育にかかわる学習実践と旧統一教会の関連が取り沙汰され再注目されている家庭教育支援条例が混同されるという問題が起こっている。本稿では、まず根拠となる法律や条例の比較を試みる。それぞれの理念、成り立ち、背景を辿りつつ、なぜ目指す方向が異なるにも関わらず混同が生じるのか検討する。次に北海道旭川市を事例に家庭教育支援条例制定をめぐる推進派と慎重派の取り組みを概観し、その上で推進派が条例制定に向け開催した講座・講演会の趣旨を説明する文章を確認する。さらに社会教育として教育行政が行ってきた家庭教育講座・講演会の趣旨と比較し、混同が生じやすい現状を示していく。以上を検討した結果、①同じ「家庭教育」という言葉を用いている社会教育法と家庭教育支援条例は、理念上は条件整備に限定している前者と保護者の内面に踏み込む後者では正反対といえる内容だが、読み手の側にそれらを見抜くための力量が求められる状況があった。さらに、②社会教育として行われている家庭教育の講座・講演会と家庭教育支援条例推進派が開催する講座・講演会の内容は、文章表現が酷似しており、判別することが困難であることが分かった。

キーワード：家庭教育，社会教育，家庭教育支援条例，文章表現，家庭教育支援チーム

1. はじめに

社会教育として行われてきた家庭教育にかかわる学習実践と、旧統一教会の関連が取り沙汰され再注目されている家庭教育支援条例が混同されるという問題が起こっている。各自治体で社会教育法に基づいて行われてきた家庭教育支援に関わる学習事業に対して、地元議員から「旧統一教会に係るものなのではないか。大丈夫なのか」といった、問い合わせに苦慮する事例が生じる事態となっている。

保護者個人の内面に踏み込む側面があるとして問題視されてきた家庭教育支援条例、家庭教育支援法案だが、いわゆる旧統一教会（現・世界平和統一家庭連合。以下、「旧統一教会」と表記する）がその制定に深くかかわっていたことが明らかとなった。

2022年7月安倍元首相が銃撃された。旧統一教会に対する恨みからいわゆる宗教2世と称される若者が犯行に及んだことが報じられた。高額な献金等により家庭崩壊を招く被害を受けた元信者らの訴えから、カルト宗教の問題がクローズアップされた。一連の報道により、家庭教育支援条例の制定と旧統一教会の深い関りも明らかとなった。

保守系の政治家を中心に進められてきた家庭教育支援条例や家庭教育支援法案がなぜ問題視されているのか。それは2008年に改正された教育基本法から辿っていく必要がある。この改正の問題点のひとつに「家庭教育」という条項が新設されたことが挙げられる。なぜ、問題なのか。この点については教育学者の大田（2013）の指摘が明確で分かりやすいだろう。大田は教育基本法の本質は条件整備法であり、そこに特徴があると述べる。先の大戦の反省を踏まえ、「教育基本法の特徴は、本質

的には、主権者である国民が行政執行者に求めている条件整備ないし制度原則であるということです。」さらに、もう一つの特徴として、「教育基本法の特徴は、教育勅語が、14項にわたる個人道徳というもので、こうあれ、あああれと指摘してきているのに対して、心はいわば、法の立ち入り禁止区域なんだということが、立法者の頭の中に入っていたはずです。」と説明している。同様に、法が立ち入ってはいけないところにまで、家庭教育支援条例や家庭教育支援法案が踏み込んでいて多くの論者から批判されているのである。

社会教育として昭和24年の社会教育法制定時から行われてきた家庭教育を支えるための学習実践が家庭教育支援条例と同じ「家庭教育」という語を用いることから、同一のものと誤解される危険にさらされている。この問題が本稿のテーマである。そもそも社会教育として行われてきた家庭教育への学習環境整備は、社会教育法によって奨励されてきたものである。法律に基づいて行われてきた保護者（親）のための成人教育といえる。あくまでも親の自主性を尊重した家庭教育を行うための学習機会の提供である。この法律も国や地方公共団体の任務を目的としており、国民の内面に立ち入る内容ではない。

前者と後者ではまったく、成り立ちや理念が異なっている。しかし、その違いは見えにくく、混同される事態となっている。本稿ではこうした家庭教育にかかわる混同、誤解を解くために、社会教育として行われてきた家庭教育を支えるための学習環境醸成の根拠となる法律と家庭教育支援条例の比較を試みる。それぞれの成り立ちや背景をたどり、その理念の違いを示していく。

次に、北海道旭川市において実際に起こった家庭教育支援条例制定に向けた推進派、慎重派の運動を概観する。特に旭川市教育委員会が実施する社会教育としての家庭教育講座・講演会の趣旨説明の文章と旭川の家庭教育支援条例推進派が開催した家庭教育に関わる講座・講演会の趣旨説明の文章を比較し、混同が生じる事態との関連を検討する。

家庭教育支援条例や同法案に関連する学術的議論については、近藤（2021）が厚生労働省の「子育て支援」、文部科学省の「家庭教育支援」、政治主導の「家庭教育支援条例」及び同名称の「法案」を広義の「家庭教育支援」とし、上記の二つを行政主導の施策、三つ目を政治主導の新しい動向として整理している。さらに「包括性の不足」「実証性の不足」「実効性の不足」を課題として提示し、推進派も反対派も理念的・思弁的に「粹組み」のよし悪しを論じるばかりであり、「水掛け論」に終始していると批判する。

近藤が指摘する通り、家庭教育に関する研究は未だ十分ではないが、社会教育としての家庭教育支援について、全体像の把握を試みるものとしては、衛藤・西山（2022）の研究がある。衛藤らは、全国の教育委員会等で行う家庭教育支援プログラムを収集し分析を試みている。情報伝達型、参加型、ネットワーク型などの事業を分類し、行政による教育の側面からの直接的な家庭への働きかけと、福祉の側面からの支援者（支援団体）を通じた間接的な働きかけがあることを明らかにしている。一方、志々田（2019）は、文科省の呼びかけにより民間活動組織として立ち上がった「家庭教育支援チーム」（調査時：全国237チーム）が果たす役割の全国調査を行っている。チームの運営実態、行政と民間との連携・協働の度合いを整理した上で、対象が未就学児とその保護者が多く、就学児童・生徒を対象とした事業が少ないこと、学校との連携・協働より、健康・福祉分野との関わりが大きいことを明

らかにしている。

家庭教育支援チームは、文部科学省によって、2008年（平成20年）から組織化がスタートした。子育ての悩みや不安を抱え、孤立しがちな保護者の支援の充実を目指すものだった。研修を受けた子育てサポーター（子育て経験のある地域の母親が多い）や民生・児童委員等がチームを作り、親同士のつながりづくりや相談対応を行うことが目指された。だが、子育ては私的な営みであり、国家が介入すべきではないという考え方から、家庭教育支援チームの取り組みに異議を唱える研究者は少なくない。（本田・伊藤 2017 など）

だが、筆者は家庭教育をめぐる国の「介入」と「支援」の問題に対し、介入の必要はないが、親の努力だけでは解決できない社会の変容によって生じている子育て課題に対しては支援や学習機会が必要であることを指摘してきた（吉岡 2018）。あるべき論を押し付けるとも捉えられる家庭教育支援条例制定には、慎重であるべきという立場だが、社会教育として家庭教育を支える学びの場の醸成は、振興すべきものと考えている。

2. 研究の方法

本研究は資料検討によって分析をすすめる。まず社会教育としての家庭教育支援（学習環境整備）について、根拠となる法律を確認していく。次に、家庭教育支援条例の内容とその成り立ち、背景を関連資料から確認する。その上で北海道旭川市を事例に家庭教育支援条例を巡る推進派と慎重派の動向を取り上げる。ここでは、旭川市において家庭教育支援条例推進派が開催した講演会と旭川市教育委員会が主催する講演会や講座の趣旨説明文を対象に、そこで用いられる文章表現に着目して比較する。双方の文章から差異と類似について考察していく。

法令文だけでなく、講演会・講座の趣旨説明を取り上げたのは、本研究の目的である「混同」が生じ易い現状を身近な暮らしの中の学習にも埋め込まれていることを明らかにできるものと考えたためである。旭川市における家庭教育支援条例の推進派、慎重派、双方の住民組織の動向については、2022年12月3日、「統一教会と日本社会」をテーマに札幌市内で開催された講演会資料を参照した。

3. 社会教育としての家庭教育支援～学習環境整備の法的根拠

本章では、社会教育として行われてきた家庭教育にかかわる学習環境整備について、法律の条文から確認していく。社会教育は、法律上、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）と定義されている。社会教育法では、社会教育としての家庭教育支援について、国や地方公共団体の任務として、子育てをする保護者（親）への学習環境の整備、奨励が示されており、以下のような条文となっている。（以下、法律、条例は太字で示す。）

【社会教育法】

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

戦時中、国家総動員体制に社会教育が深くかかわることとなった反省から、私的領域である「家庭教育」に国が関わることは抑制的に推移してきた。社会教育法は、国や地方公共団体の任務を示すものであり、あくまでも条件整備に限定してきたといえる。この法律によって保護者（親）の内面に関わる内容を国や地方公共団体が強制するような条文はない。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(市町村の教育委員会の事務)

第五条

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

このように社会教育法は、国や市町村の任務を示すものであり、家庭教育においても保護者の教育力の向上や学習の機会を提供するための講座等の開設を奨励することに限定している。

4. 家庭教育支援条例の現状

4.1 家庭教育支援条例の内容

次に家庭教育支援条例についてみていく。家庭教育支援条例は、2022年9月現在、10県（熊本、鹿児島、静岡、岐阜、徳島、宮崎、群馬、茨城、福井、岡山）、6市（石川県加賀市、長野県千曲市、和歌山県和歌山市、鹿児島県南九州市、愛知県豊橋市、埼玉県志木市）が制定している。

その内容は、条例制定の第1号となった熊本県がベースになっているものが多い。「くまもと家庭教育支援条例」は、2013年に施行されている。本条例は、前文の附則として、次の文章から始まる。「家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点である。基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものである。」「愛情」、「絆」といった内面にかかわる文言にその特徴がある。さらに、地域のつながりの希薄化や家庭の教育力の低下を指摘する。第1章では目的、定義、基本理念、県の責務、市町村との連携が条文として示され、その後の第6条に「保護者の役割」が盛り込まれている。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、その子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、子どもに愛情をもって接し、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らが親として成長していくよう努めるものとする。

家庭教育支援条例の内容は、2006年に改正された教育基本法との関連が深い。改正前も改正後も教育基本法の前文にある、「個人の尊厳を重んじ」という文言は変わらないが、「公共の精神を尊び」、「伝統を継承し」といった文言が付け加えられた。家庭教育に関しては、「家庭教育」の条文が新設されることとなった。条文には親の責務が盛り込まれ、国家による家庭教育への介入を危惧する声が高まった。以下がその条文である。

教育基本法（2006年改正）

（家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

教育基本法の第十条家庭教育と熊本県の家庭教育支援条例を比較すると、保護者は子の教育の第一義的責任を有することや、その責務として生活習慣の確立や自立心の育成、心身の調和のとれた発達がどちらにも盛り込まれていることがわかる。

4.2 家庭教育支援条例制定の成り立ち、背景

家庭教育支援条例の推進派には、いわゆる保守派といわれる政治家グループが存在する。家庭教育支援条例や家庭教育支援法案の成立、普及を目指して活動してきたのが「親学議員連盟」である。「親学議員連盟」は、2012年設立、設立時の会長は安倍晋三氏である。「親学」は「一般財団法人 親学推進協会」が2009年に設立されて以降、広く知られるようになった。この協会は「親が変われば、子どもも変わる」をテーマに掲げるが、発達障がいや親の子育てが原因であるかのような主張や日本の伝統的子育てにより発達障がいを予防できるといった科学的根拠に基づかない主張を行い批判を受けた事例がある。また、母親が家庭を守り子育てをすべき一、といった女性に負担を強いる考え方が批判される一方、それこそが日本の古き良き伝統であるとして、熱烈に支持する層もみられる。現在は、一般財団法人として維持していくための条件が整わず解散することとなり、新たなNPO法人の設立を目指していることをホームページで明らかにしている。

5. 家庭教育支援条例制定をめぐる攻防～旭川市を事例に

5.1 推進派と慎重派による住民運動

本節では「家庭教育支援条例」制定を巡る北海道旭川市の事例を取り上げる。推進派は2020年8月に「旭川家庭教育を支援する会」を設立、一方の慎重派は2020年9月に準備会を立ち上げ、翌月には「旭川家庭教育支援のあり方懇談会」を設立し、2021年2月に「旭川家庭教育支援のあり方を考える会」と名称を変更、学習会や講演会を重ねていくことになる。推進派の会の役員には保守系の国会議員、道議会議員、市議会議員が名を連ね、講演会や行政職員を招いた意見交換会、勉強会を開催している。2022年7月、安倍晋三元首相が銃撃され、家庭教育支援条例制定と旧統一教会の深い

関係が新聞やテレビで報道されることになる。その結果、推進派の会の役員だった議員が次々と退会を表明する事態となった。その後、旧統一教会の会員が役員として深く関わっていることが明らかとなり、解散となった。推進派の動きに危機感を強めた慎重派の住民が組織を作り運動を行ったことと、旧統一教会の関連が銃撃事件によって明かになった結果、家庭教育支援条例は制定されなかった。だが、住民の代表である議員が推進派事務局に旧統一教会が深く関わっていることを十分には認識せず、制定を進めていた事実は、本稿のテーマである家庭教育にかかわる「混同」の問題とも深くつながることといえよう。

5.2 家庭教育にかかわる学び～講演会の趣旨説明文を事例に

次に推進派が開催した講演会の趣旨説明文と旭川教育委員会が実施している家庭教育支援に関わる講演会の趣旨説明文を取り上げ、比較検討を行う。本節で取り上げる講演会の趣旨説明文を見ると、どちらが社会教育法に基づいて教育委員会が実施している講演会で、どちらが旧統一教会が関与している家庭教育支援条例制定にかかわる講演会であるか判別が非常に困難であることがわかる。

まず、旧統一教会が関与している講演会の趣旨説明文を転載する。推進派の会が行った講演会は計6回である。テーマはすべて「家庭教育を考える」で統一されている。サブテーマは、講師によって変えているが、パンフレットの趣旨説明文は、以下の文章を冒頭に配置する点が共通している。

「家庭は教育の原点で、すべての教育の出発点です。しかし、教育力の低下や子育てに対する不安や児童虐待の問題が生じてきて、地域や行政における家庭教育に対する支援が必要とされてきています。そこで今回は…」となっている。文頭は、「くまもと家庭教育支援条例」と同一である。

6回の演者と講演テーマ、趣旨説明文は、表1の通りである。第3回の演者は、先述した「親学」のメンバーであり、第5回の静岡県議は、旧統一教会の信者であることを公にしている人物である。また、講演会の窓口は、旭川市内で旧統一教会の活動を行っているM氏となっている。しかし、いずれも聞く側が演者について意識的に調べなければ、どのような背景を持つ人物なのかは分からない。ましてや、その他の回の演者である大学教員や児童福祉施設院長は、公的な子育て講演会や教育講演会で登壇することが想定される顔ぶれであり、主催者について着目する視点がなければ、一般的な講演会との差異はまったく感じられない。さらに、旧統一教会に関連した講演会であることを見えにくくしているのが、旭川市と旭川教育委員会が「後援」している点である。第1回から第5回まで、市と教育委員会が「後援」に名を連ね、お墨付きを与えている。第6回のみ後援はついておらず、推進派の「旭川家庭教育を支援する会」が主催となっている。このように表面上は、誰がどのような目的で行っている子育て講演会なのか非常に判断が付きにくい状況となっている。

表1 推進派が開催した講演会の概要

(筆者注:所属,氏名,固有名詞は,〇〇〇〇と表記した)

開催日	演者の属性	講演テーマ	講演パンフレットの趣旨説明文
第1回 2020/10/31	道内自治体の元教育長	家庭教育を考える ～厳しさと優しさのバランス～ (～家庭教育支援の重要性について～)	家庭は教育の原点で、すべての教育の出発点です。基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心などは、家庭との触れ合いを通じて、家庭で育まれていくものです。しかし、教育力の低下や子育てに対する親の不安や児童虐待の問題が生じ、地域で家庭教育を支える風土を醸成していくことが必要とされてきています。そこで、家庭教育の専門家である、〇〇〇〇氏を講師に迎えて、家庭教育支援の重要性を語っていただきます。
第2回 2021/2/13	地元の教員養成大学の教員(教師教育、道徳教育が専門)	家庭教育を考える ～家庭と学校の連携～	家庭は教育の原点で、すべての教育の出発点です。しかし、教育力の低下や子育てに対する親の不安や児童虐待の問題が生じ、子供の教育に対しても、家庭や学校だけでなく、地域社会との連携が必要とされてきています。そこで今回は、教育現場での家庭と学校の連携に豊かな経験をお持ちの、〇〇〇〇教職大学院の教授であられる〇〇〇〇氏を講師に迎えて、家庭と学校の連携の重要性を語っていただきます。
第3回 2021/5/8	「親業」インストラクター	家庭教育を考える ～良い人間関係を助ける「親業」について～	家庭は教育の原点で、すべての教育の出発点です。しかし、教育力の低下や子育てに対する親の不安や児童虐待の問題が生じたり、人間関係が希薄になってきています。そこで今回は、「親業」インストラクターである〇〇〇〇氏を講師に迎えて、人間関係の基礎となる親子関係を助ける「親業」について語っていただきます。
第4回 2021/11/21	地元の教員養成大学の教員(教育史、児童福祉史が専門)	家庭教育を考える ～〇〇〇〇の理念と児童虐待防止～	家庭は教育の原点で、すべての教育の出発点です。しかし、教育力の低下や子育てに対する親の不安や児童虐待の問題が生じたり、人間関係が希薄になってきています。そこで今回は、児童自立支援施設「〇〇〇〇」を研究されている〇〇〇〇先生を講師に迎えて、〇〇〇〇の理念と児童虐待防止について語っていただきます。
第5回 2022/5/7	静岡県議会議員(旧統一教会の信者)	家庭教育を考える ～家庭教育支援条例について～	家庭は教育の原点で、すべての教育の出発点です。しかし、教育力の低下や子育てに対する親の不安や児童虐待の問題が生じてきて、地域や行政における家庭教育に対する支援が必要とされてきています。そこで今回は、静岡県議会議員の〇〇〇〇氏を講師に迎えて、静岡県における、家庭教育支援条例制定後の成果について、語っていただきます。

<p>第6回 2022/7/23</p>	<p>地元の児童 福祉施設院 長</p>	<p>家庭教育を考える —社会的養護を必 要とする子どもた ちと家庭教育—</p>	<p>家庭は教育の原点で、すべての教育の出発点です。基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心などは、家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれていくものです。しかし、教育力の低下や子育てに対する親の不安や児童虐待の問題が生じ、地域で家庭教育を支える風土を醸成していくことが必要とされてきています。今回は、創立100周年を迎えた『〇〇〇〇』の〇〇〇〇院長を講師に迎えて、社会的養護を必要とする子どもたちの状況と家庭教育の重要性について語って頂きます。</p>
<p>※上記の講演会の申し込み・問い合わせ先は、推進派である「旭川家庭教育を支援する会」の役員で、旧統一教会のM氏が窓口となってすべて対応していた。</p>			

次に旭川市教育委員会社会教育課が実施している家庭教育支援の講座、講演会をみてみよう。育児サークル、家庭教育学級向けの「あさひかわ学びの応援講座」や保護者同士が交流できる「家庭教育学びカフェ」などがある。ここでは市の部局を越えた家庭教育支援として行っている「旭川市家庭教育支援プロジェクト」を取り上げる。趣旨説明文は以下の通りである。「家庭教育は、保護者が子どもに対して行う、しつけやこれから生きていくために必要となることを教える、大切な教育です。近年、この家庭教育が難しくなっています。そこで、旭川市では、教育委員会をはじめとして、関係部局や関係団体が連携したプロジェクトを組織し、みなさんの家庭教育を様々な面からサポートしていきたいと考えています。」

教育委員会が進めている公的な家庭教育支援の趣旨説明と前述の旧統一教会が関与している家庭教育支援の講演会の趣旨説明は、どちらも家庭教育の重要性と困難さ、行政や社会全体で支えていく必要性が述べられている。こうした趣旨説明文からは、両者の違いを見極めることは難しいといえる。

6. まとめ

本章では、Ⅲ章とⅣ章で検討した社会教育法とくまもと家庭教育支援条例の目的や基本理念、国や地方公共団体（市町村）の任務や責務、保護者の役割に関連する条項をそれぞれ抜き出し、比較の表を作成した。（表2、表の下線は筆者による）

表2 「家庭教育」に関連する条項の比較

社会教育法	くまもと家庭教育支援条例（熊本県）
<p>【目的】第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する<u>国及び地方公共団体の任務</u>を明らかにすることを目的とする。</p>	<p>【目的】第一条 この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに<u>保護者</u>、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の<u>役割</u>を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、家庭教育を支援するための施策を総合的に推進し、保護者が親として学び、成長していくこと及び子どもが将来親になることについて学ぶことを促すとともに、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。</p>
	<p>【基本理念】第三条 家庭教育の支援は、<u>保護者</u>がその子どもの教育について<u>第一義的責任</u>を有するという基本的認識の下に、家庭教育の自主性を尊重しつつ、学校等、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、<u>各々の役割を果たす</u>とともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことを旨として行われなければならない。</p>
<p>【国及び地方公共団体の任務】第三条 <u>国及び地方公共団体</u>は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような<u>環境を醸成</u>するように努めなければならない。</p> <p>2 (中略)</p> <p>3 <u>国及び地方公共団体</u>は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び<u>家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をする</u>とともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の<u>連携及び協力の促進</u>に資することとなるよう努めるものとする。</p>	<p>【県の責務】第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。</p> <p>2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協働して取り組むものとする。</p> <p>3 県は、第1項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者及び子どもの障害の有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。</p>
	<p>【保護者の役割】第六条 保護者は、基本理念にのっとり、その子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、<u>子どもに愛情をもって接し</u>、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、<u>自らが親として成長していくよう努めるものとする</u>。</p>

家庭教育や親にかかわる条項を比べてみると、改めて、社会教育法は国や地方公共団体の任務に限定していることがわかる。家庭教育に関しても家庭の教育の向上に資するための配慮や関係者の連携、協力の促進に努めるとなっている。一方、家庭教育支援条例は、家庭教育の支援に関して総合的に推進することが目的とされているが、そこには、保護者の役割や責務、さらには「子どもに愛情をもって接し」、「自らが親として成長していくよう努めるものとする」といった、内面や親としての努力に関わる事柄にまで踏み込んでいることが読み取れる。

どちらも家庭教育という言葉で表現されているが、実際は、あくまでも保護者の内面には立ち入らず、抑制的に家庭の教育を支えるための学習環境整備としての国や地方公共団体の任務に限定している社会教育法と保護者の内面に踏み込み、責任や役割を求める家庭教育支援条例は、似て非なるものと言えよう。

根底にある理念は全く異なっているのだが、旭川の事例で指摘した通り、表面的には非常に判別が難しい。私たち一人一人が法律や条例、講演会の演者や趣旨、語る言葉に関心を持ち、学習し、判断する力をつけなければ、この違いを見抜くことはできないだろう。

子育ての孤立化や自己責任論に苦しむ保護者（親）を支える学習活動、社会教育としての家庭教育支援は、地域のつながりや支え合う関係が作りにくい現代社会においてこそ、必要なものである。それを“混同”によって衰退させることがあってはならない。

本稿では言及することができなかったが、現在、家庭教育支援条例とは別に子ども・子育て支援条例といった、子どもの育ちや子育て支援を扱った条例が増えている。そして、その一部は家庭教育支援条例と同様の親の責任や役割など内面に踏み込む条項が見られる。こうした「介入」「支援」に関わる問題が2006年の改正教育基本法第十条家庭教育で新設された親の「第一義的責任」規定の軽視にあると丸山（2020）は指摘する。全国の子ども・子育て支援条例と家庭教育支援条例の関連、改正教育基本法第十条家庭教育の影響については、今後より詳細に明らかにしなければならない課題といえるだろう。

文献

旭川家庭教育支援のあり方を考える会事務局（作成資料）「『家庭教育支援条例』制定の動向と旭川市民の取り組み」、第6回大学・社会を考える講演会、主催：北海道の大学・高専関係者有志アピールの会、2022年12月3日

衛藤夏子・西山久子、2022、「教育委員会による家庭教育支援プログラムの動向と分析」『福岡教育大学紀要』71、43-50.

本田由紀・伊藤公雄、2017、『国家がなぜ家族に干渉するのか・法案・政策の背後にあるもの』青弓社.

近藤千洋、2021、「『家庭教育支援法』をめぐる学術的議論の批判的検討」『東京大学大学院教育学研究科紀要』61、79-89.

丸山啓史、2020、「近年の家庭教育政策に対する批判のあり方をめぐる問題—親の「第一義的責任」の位置づけに着目して—」『京都教育大学紀要』137、13-23.

大田堯、2013、『わたしたちの教育基本法』埼玉新聞社.

志々田まなみ、2019、「学校と地域の組織的連携・協働による家庭教育支援の推進体制づくりに関する研究」『科学研究費助成事業 研究成果報告書』（課題番号16K04585）

吉岡亜希子, 2018, 「家庭教育支援法を問う—教育主体としての親と学習権の保障」『月刊社会教育』
3月号, 38-45.

Confusion Between Learning about Child Care Support and Child Care Support Ordinance

YOSHIOKA Akiko

Abstract: There is a problem of confusion between learning about child care support and child care support ordinances. It has become a social problem when it was discovered that a cult religion is involved with the promoters of child-rearing support ordinances. As a result, the traditional learning surrounding child-rearing support has been misunderstood. This paper first compares the original law of child-rearing support learning as adult and community education with the child-rearing support ordinances. Second, the philosophy and background of the establishment is reviewed. Third, using Asahikawa City, Hokkaido, as a case study, this paper examines the efforts of proponents and opponents to establish a child-rearing support ordinances. The contents of a lecture on cults given in Asahikawa City is then compared with those of a parenting lecture traditionally given as adult education. The descriptions of both lectures were so similar that it proved difficult to distinguish between them.

Keywords: Adult and Community Education, childcare support, learning, Child Rearing Support Ordinance, Cult Religion